平成３１年２月藤沢市議会定例会
議案第６５号資料

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1　藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では，昭和24年に「藤沢市職員定数条例」（以下，「条例」という。）を制定・施行して以降，「各年度の職員定数」の増減に合わせ，条例第2条に定める職員の定数（別表），いわゆる「条例定数」を改正してきました。平成13年には，「条例定数（3，533人）」を職員定数全体の上限数と定め，その枠内で，「各年度の職員定数」を決定し，法や制度改正，新たな行政需要に迅速に対応することとしました。

その後，平成29年に，雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加や新たな行政需要へ対応することにより，「各年度の職員定数」が上限数である「条例定数」を超えることが想定されたため，所要の改正を行い，平成30年にも同様に改正を行ってきました。

「各年度の職員定数」

区分		平成 27 年度定数	平成 28 年度定数	平成 29 年度定数	平成 30 年度定数	平成 31 年度定数（予定）
市長部局の職員	一般職員	1,862 人	1,976 人	1,989 人	2,003 人	2,009 人
	市民病院職員	775 人	785 人	797 人	808 人	817 人
議会事務局職員		14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		299 人	222 人	221 人	223 人	227 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
監査委員事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
農業委員会事務局職員		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
消防職員		414 人	438 人	442 人	442 人	452 人
合計		**3,388 人**	**3,459 人**	**3,487 人**	**3,514 人**	**3,543 人**
（対前年度増減）		**26 人**	**71 人**	**28 人**	**27 人**	**29 人**
参考：「条例定数」		**3，533 人**	**3，533 人**	**3，544 人**	**3，571 人**	**3，600 人**

２　改正内容

条例定数３，５７１人→３，６００人（２９人増）

「平成31年度の職員定数」の増減に合わせ，条例第2条に定める定数（別表），いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数（3，571人）＋行政需要の増加（29人）＝3，600人

※行政需要の増加（29人）の算出式

平成31年度職員定数（予定）3，543人 － 平成30年度職員定数 3，514人

＝ 29人

《行政需要の増加（29人）の主な内容》

報酬・賃金支払事務の集約化等への対応，内部統制機能の強化，部局総務課の機能強化，防災危機管理体制の充実，新たな精神保健福祉に係るガイドラインへの対応，健康増進計画に基づく健康増進業務等への対応，診療体制等の充実（市民病院），北消防署六会出張所救急隊新設への対応，指導主事業務の充実（教育委員会）

「定数条例別表　増減表」

区分		現行の定数 A	業務増への対応 B	見直しによる減 C	増減数 D （B＋C）	改正定数 E （A＋D）
市長部局の職員	一般職員	2,052 人	43 人	△37 人	6 人	2,058 人
	市民病院職員	808 人	10 人	△1 人	9 人	817 人
議会事務局職員		14 人	0 人	0 人	0 人	14 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		230 人	4 人	0 人	4 人	234 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人	0 人	0 人	0 人	9 人
監査委員事務局職員		9 人	0 人	0 人	0 人	9 人
農業委員会事務局職員		6 人	0 人	0 人	0 人	6 人
消防職員		443 人	10 人	0 人	10 人	453 人
合計		**3,571 人**	**67 人**	**△38 人**	**29 人**	**3,600 人**

なお，改正後の「条例定数（3，600人）」と「平成31年度の職員定数（3，543人）」の差の57人は，平成29年度に「雇用と年金の接続」に伴い再任用短時間勤務職員115人をフルタイム勤務換算して計上した57人分です。

この57人分については，平成34年度以降にその時点での再任用フルタイム勤務職員の状況を踏まえ，改めて整理するまでの間は，「各年度の職員定数」の増減とは別要素として取り扱うものです。

3　今後の職員定数の考え方

今後の職員定数については，平成29年度に改訂した「藤沢市定員管理基本方針2020」の考え方と「地方公共団体は，その事務を処理するに当たっては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本原則，「藤沢市行財政改革2020実行プラン」の進捗も踏まえ，適正な職員配置となるよう全庁的な調整を進めます。

以　　上